

「第4次こうふ男女共同参画プラン」及び「第2次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定支援業務に係る優先交渉権者選考方法について

1 優先交渉権者の選考方法及び得点配分について

(1) 優先交渉権者の選考方法

ア 優先交渉権者の選考については、提案内容から評価する技術点、提案価格から評価する価格点を指標として、下記2. に定める採点方法により算出される各選考審査委員の技術点及び価格点を合計した総合得点が最も高い者に決定する。ただし、以下の条件を満たすことを前提とする。

【前提条件】

・見積額が「委託上限額」の範囲内であること。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

(2) 技術点及び価格点の配分

点数については、合計110点満点とし、得点配分は「表1 技術点及び価格点の配点」のとおりとする。

表1 技術点及び価格点の配点

合計点 110点	技術点	100点
	価格点	10点

2 技術点・価格点の採点方法について

(1) 技術点の採点方法

ア 企画提案書の評価にあたっては、別紙の「提案書記載項目一覧」に記載のとおり、評価分類、配点、提案を求める内容を設定し、評価を行う。各評価の採点にあたっては、「表2 評価分類の評価基準」により6段階による評価を行い、必要に応じて評価の根拠等を記述する。

なお、価格以外の評価分類において、いずれかが0点の場合又は各選考審査委員の合計点を平均した技術点が60点以下の者は、優先交渉権者又は次点交渉権者とししない。

表2 評価分類の評価基準

評価分類点	判断基準
5点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である
4点	創意・工夫がある。
3点	平均的な内容である。
2点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
1点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。
0点	指定した記述項目が網羅されていないか、又は網羅されていても不適切な記述内容である。

イ 各評価分類の技術点について、配点が5点、10点、15点それぞれの場合において、「表3 各評価分類の技術点」の計算式によって算出する。

表3 各評価分類の技術点

「各評価分類の技術点」	
=	評価分類点 × 1 (配点が5点の場合)
=	評価分類点 × 2 (配点が10点の場合)
=	評価分類点 × 3 (配点が15点の場合)

(2) 価格点の採点方法

価格点の採点については、提出された見積書の金額を、「表4 見積書の評価基準」の計算式で算出する。ただし、算出した結果が10点以上となる場合でも、価格点は一律10点とする。

表4 見積書の評価基準

$$\text{「価格点」} = \left(\frac{5,303,000 - \text{見積額}}{530,300} \right) \times 10$$

〔小数点以下第2位を四捨五入〕